公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育センター附属高等学校 | 下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 財産名称 | 種目 | 数量 | 取得金額 | | 国旗掲揚台 | 雑工作物 | １ | 381,754円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） |
| 措置の内容 | | |
| 検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。  　検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたことにある。  　再発防止に向けて、大阪府公有財産台帳等処理要領を元に事務室内で周知徹底を行った。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）